

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 特定水産資源（べらまぐろ（小型魚））に関する
及びくろまぐろ（大型魚）に関する
令和七管理年度における漁業法第十
五条第一項各号に掲げる数量を公表
する件の一部を変更する件
(同一二〇八)
- 道路に関する件
(関東地方整備局一七八)
- 道路に関する件
(中部地方整備局七七)
- 道路に関する件 (北海道開発局六九)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定に
より厚生労働大臣が指定する高度管
理医療機器、管理医療機器及び一般
医療機器の一部を改正する件
(厚生労働二一五)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律関
係手数料令第十二条第一項第一号イ
(1)の規定に基づき特別の注意を要す
るものとして厚生労働大臣の指定す
る高度管理医療機器の一部を改正す
る件 (同二二六)
- 令和八年産の麦に適用する一キログ
ラム当たり共済金額の範囲を定める
件 (農林水産一一〇四)
- 種苗法第十三条第一項及び第二十一
条の二第三項の規定に基づき品種登
録出願及び届出に係る事項を公示す
る件 (農林水産一一〇五)
- 肥料を登録した件
(同一二〇六、一一〇七)

日 次

〔法規的告示〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定に
より厚生労働大臣が指定する高度管
理医療機器、管理医療機器及び一般
医療機器の一部を改正する件
(厚生労働二一五)

- 内閣 法務省 公安調査庁
- 〔人事異動〕
- 公証人任免 (法務省)

- 厚生労働省告示第一百一十五号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十
五号) 第一条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機
器、管理医療機器及び一般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号) の一部を次の表の
ように改正する。

○ 厚生労働省告示第一百一十五号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十
五号) 第一条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機
器、管理医療機器及び一般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号) の一部を次の表の
ように改正する。

令和七年八月十四日

改	正	後	別表第1 1～1215 (略)	改	正	前	別表第1 1～1215 (略)
			1216 腎神経焼灼術用カテーテル 別表第2 1～2043 (略) 2044 単回使用電極コードティング材				別表第2 1～2043 (略) (新設)

○ 厚生労働省告示第一百一十五号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令 (平成十七年政
令第九十一号) 第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要
するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第四百三十号)
の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十四日

官 報	公 告	公 告	公 告	公 告
官 報	法務	法務	法務	法務
裁判所	相続	公示催告、失踪、除権決定、 破産、特別清算、再生、所有者不明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第二条第五項から 第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一 般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二 百九十八号) 別表第一の1から326まで、 1066、	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第二条第五項から 第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一 般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二 百九十八号) 別表第一の1から326まで、 1066、
財團、 会社その他	諸事項	建設業の許可の取消処分関係	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第二条第五項から 第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一 般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二 百九十八号) 別表第一の1から326まで、 1066、	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第二条第五項から 第七項までの規定により厚生労働大臣が指定 する高度管理医療機器、管理医療機器及び一 般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二 百九十八号) 別表第一の1から326まで、 1066、
機器	機器	機器	機器	機器

1208	で、	1147	1121	1095	1067	改	別表第1 1～1215 (略)
1210	1178	1156	1122	まで、	1069	正	別表第1 1～1215 (略)
1214	1180	から	1126	1098	1072	後	別表第2 1～2043 (略)
1215	1184	まで、	1128	1099	1079		
及び	1185	1160	1129	1101	1083		
1216	に掲げる高度管理医療 機器	から	1131	1103	1086		
	1188	1162	1135	1139	1107		
	から	1190	1163	1172	1143		
	まで、	1172	から	1143	1116		
	1204	1174	1145	1118	から		
	1206	ま					

〔その他告示〕

法規的告示

○農林水産省告示第11百四号

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十二号)第九十一条第一項の規定に基づき、令和八年産の麦に適用する1キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和七年八月十四日

農林水産大臣 小泉進次郎

(「次のやつ」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するじきむに、農林水産省のホームページに掲載する。)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

そ の 他 告 示

○農林水産省告示第11百五号

種苗法(平成十年法律第八十二号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第111条の1第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第113条第一項及び第111条の1第一項の規定に基づき次の通り公示する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣 小泉進次郎

I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Abelia R. Br.	TKSMA B001	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市木戸196番地5	第38019号 令和7年5月2日
Chrysanthemum L.	TKH27 61-1	沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号	第37875号 令和7年2月10日
"	DLFCIPR11	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38040号 令和7年5月20日
"	DLFCIPR2	"	第38041号 令和7年5月20日
"	DLFLARS3	"	第38042号 令和7年5月20日
Cymbidium Sw.	カラフルコットン	株式会社河野メリクロン 徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の1	第38043号 令和7年5月20日
Fagopyrum esculentum Moench	FE2 iAE P2S1L	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38022号 令和7年5月7日

"	FE3 iAM P2S1L	"	第38023号 令和7年5月7日
Fragaria L.	ふくおか ごう 福岡S10号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	第38018号 令和7年5月1日
Glycine max (L.) Merr.	きらゆたか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第37916号 令和7年3月6日
Hordeum vulgare L.	につたにじょう 新田二条27号	サッポロビール株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	第37915号 令和7年3月5日
Hydrangea L.	JPD01	Jean-Paul Davasse 17, Rue Constant Lemoine, Angers, France	第37853号 令和7年1月27日
"	HIICE	HI Breeding B.V. Hooflaan 17, 2678KM De Lier, The Netherlands	第38008号 令和7年5月1日
"	HICANA14	"	第38009号 令和7年5月1日
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	もり ごう 森Jh8号	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目2番23号	第38020号 令和7年5月7日
Malus Mill.	PE	Fruit Varieties International Pty Ltd 11 Twin Rivers Lane, Grove, TAS 7109, Australia	第37987号 令和7年4月22日
Matthiola incana (L.) R. Br.	KSST-EB	黒川幹 千葉県館山市館山981番地の1	第38039号 令和7年5月20日
Oryza sativa L.	あじあ 亜細亜のつき	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1番地1	第38024号 令和7年5月9日

Triticum aestivum L.	ゆめほわいと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第37986号 令和7年4月21日	Fragaria L.	ふくおか 福岡S10号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	第38018号 令和7年5月1日	"	"	
"	きたのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目8番地	第37989号 令和7年4月24日	Glycine max (L.) Merr.	きらゆたか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第37916号 令和7年3月6日	"	"	
II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨										
出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	もり森Jh8号	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目2番23号	第38020号 令和7年5月7日	"
Abelia R. Br.	TKSMAB001	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市木戸196番地5	第38019号 令和7年5月2日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。	Matthiola incana (L.) R. Br.	KSST-EB	黒川幹 千葉県館山市館山981番地の1	第38039号 令和7年5月20日	"
Fagopyrum esculentum Moench	FE2 iAE P2S1L	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38022号 令和7年5月7日	"	"	Oryza sativa L.	あじあ 亜細亜のつき	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし1番地1	第38024号 令和7年5月9日	"
"	FE3 iAM P2S1L	"	第38023号 令和7年5月7日	"	"	Triticum aestivum L.	ゆめほわいと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第37986号 令和7年4月21日	"
"						"	きたのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目8番地	第37989号 令和7年4月24日	"

III 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Fragaria L.	ふくおか ごう 福岡S10号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	第38018号 令和7年5月1日	福岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第114号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第七十条第一項（同法第1111条の11第六項において適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年六月11十五日付をもつて次のようないふれを登録したので、同法第十六条第一項（同法第1111条の11第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109549号	汚泥肥料	だから山鹿の肥料	山鹿市	熊本県山鹿市山鹿987番地3
生第109561号	汚泥肥料	下水汚泥コンポスト	公益財団法人岡山県環境保全事業団	岡山県岡山市南区内尾665番地の1
生第109565号	化成肥料	ぐみあいマンガンホウ素尿素有機入り化成R280号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
外第109562号	被覆複合肥料	Osmocote Exact Standard 12-14M	Everris International B.V. ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	オランダ王国ヘルレン Nijverheidsweg 1-5, 6422PD 東京都文京区後楽二丁目2番22号

外第109563号 配合肥料 Agroblen 8-9M 8666 Everris International B.V.
ICL JAPAN株式会社
(国内管理人)

有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109531号	液状肥料	AS-LR253	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第109533号	配合肥料	トマトワンランクアップ	株式会社ワコ一農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号

生第109539号	家庭園芸用複合肥料	エード19号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小綱町1番8号
生第109570号	液状肥料	水でうする添加液肥	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
生第109577号	成形複合肥料	ぐみあい粒状固形肥料S811	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
生第109578号	液体けい酸加里肥料	元気サプリケイ酸加里	渡辺パイプ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
生第109580号	化成肥料	苦土ほう素尿素入り化成肥料B985	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3

輸第109532号	塩化加里	58.0塩化加里	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
輸第109540号	化成肥料	セイワ40-5	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
輸第109564号	化成肥料	S化成肥料NN555号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号
輸第109569号	化成肥料	新園芸化成877号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第109579号	液状肥料	NM有機入り液肥677	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町3丁目1番7号

輸第109581号	尿素	尿素1号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目3番地15
輸第109582号	化成肥料	腐植酸入り化成肥料749	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目3番地15
輸第109583号	副産肥料	副産肥料AP704	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）	肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第114号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第七十条第一項の規定に基づき、令和七年六月11十五日付をもつて次のようないふれを登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109551号	家庭園芸用複合肥料	ケサピースシャワープラス	保土谷アグロテック株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号
生第109566号	家庭園芸用複合肥料	シバキープシャワープラス	レインボーユニット株式会社	東京都台東区上野一丁目19番10号
生第109571号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料255特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109584号	副産肥料	水溶性けい酸プラントシリカ	DRIVE合同会社	愛知県西尾市中畑二丁目69番地3

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第1108号

漁業法（昭和11年法律第1106号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月十一日七日農林水産省告示第1101105号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のとおり改正する。

令和七年八月十四日

生第109588号	混合りん酸肥料	粒状シリカゲル入りけい酸りん肥A号	株式会社寺畠商店	富山県氷見市宮田280番地92
輸第109597号	化成肥料	NK40-0-4	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号
輸第109598号	化成肥料	NK39-0-4	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号
有効期間が6年であるもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109572号	化成肥料	くみあい苦土入り化成1810号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第109576号	塩化加里	粒状塩化加里59	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
輸第109567号	硝酸石灰	粒状 硝酸石灰	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第109573号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1ワールドビジネスガーデンマリブウエスト2階
輸第109575号	硫酸加里	硫酸カリT	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目4番7号
輸第109585号	副産動植物質肥料	AccuTide	昭和興産株式会社	東京都港区赤坂六丁目13番18号
輸第109589号	化成肥料	燐安27号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
輸第109592号	硫酸苦土肥料	23.0天然硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1ワールドビジネスガーデンマリブウエスト2階
輸第109595号	液状肥料	SR 1号	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番6号
輸第109599号	配合肥料	DPC20-40-0	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109600号	配合肥料	PCD42-4-0	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109601号	化成肥料	燐安25号	三菱商事アグリサークビス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第109602号	化成肥料	UF尿素有機入り化成肥料777-2	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目3番地15

次の表に於り、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分（以下「傍縁部分」といふ。）については改める改正後欄に掲げる規定の傍縁部分がある場合は、それを当該傍縁部分の右欄に改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 4,398.5トン 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 (単位：トン)	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ（小型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 4,398.5トン 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 (単位：トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8

新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6

山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,880.6
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,027.2
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行なう区分）	16.0

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,818.9
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,088.9
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行なう区分）	16.0

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、高知労働局の関係労働者を代表する者中平正幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年8月14日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、高知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和7年8月25日
- 推薦書及び添付書類提出先 高知労働局労働基準部労災補償課

様式 令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

1 提出部数は正副2通とすること。

2 履歴書2通を添付すること。

公 告

概 論 報

工 場 財 団

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一丁目12番1 株式会社コペルコパワー真岡の栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一丁目12番1 株式会社コペルコパワー真岡真岡発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年8月14日

宇都宮地方法務局真岡支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月14日

北陸地方整備局長 高松 諭

- 処分をした年月日 令和7年7月14日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 アルカスコーポレーション株式会社 岩崎 弥一 富山県南砺市長源寺89

国土交通大臣許可（般一3）第48号

- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

- 処分の原因となった事実 令和7年7月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第2060号

大阪府泉南市信達岡中232番地の1

申立人 伊藤 利幸

本籍大阪府泉南市信達岡中1897番地、最後の住所大阪府泉南市信達岡中1164番地の1、死亡の場所大阪府泉南市、死亡年月日令和6年12月26日、出生の場所大阪府泉南郡泉南町、出生年月日昭和40年4月10日、職業不明

被相続人 亡 石橋 達司

大阪市北区中崎西2丁目1番1号ゼネラルビル3階

相続財産清算人 弁護士 高砂健太郎

催告期間満了日 令和8年3月23日

大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年（家）第40310号

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号

申立人 株式会社トータル財務プラン

本籍神戸市須磨区大黒町3丁目7番地1、最後の住所神戸市須磨区大黒町3丁目3番9号、死亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日令和6年7月28日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和13年9月10日、職業不明

被相続人 亡 播磨 穀

神戸市中央区三宮町2丁目11-1 センタープラザ西館501号室 神戸中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森 有美

催告期間満了日 令和8年3月16日

神戸家庭裁判所

令和7年（家）第1068号

和歌山県岩出市西国分401番地の3

申立人 サンライズマンション岩出3管理組合

本籍和歌山県和歌山市西小二里2丁目552番地、最後の住所和歌山県岩出市西国分401番地の3 1006号、死亡の場所和歌山県岩出市、死亡年月日令和5年12月27日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和38年4月9日、職業不明

被相続人 亡 平井 靖之

事務所和歌山市三木町南ノ丁18番地 ライオンズマンション和歌山三木町201号 弁護士法人三木町綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上岡 勇介

催告期間満了日 令和8年3月24日

和歌山家庭裁判所

令和7年（家）第30033号

広島市南区段原3丁目21番15-501号

申立人 木村 唯

本籍広島県呉市下蒲刈町下島3294番地2、最後の住所広島県呉市下蒲刈町下島甲3294番地の2、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日推定令和6年2月22日、出生の場所広島県安芸郡下蒲刈島村、出生年月日昭和26年1月15日、職業無職

被相続人 亡 木村 清

広島市中区東白島町20番8号川端ビル3F-C

相続財産清算人 司法書士法人あい総合事務所 催告期間満了日 令和8年2月24日

広島家庭裁判所呉支部

令和7年（家）第30057号

広島県呉市西中央3-8-1-306

申立人 折本 博英

本籍広島県呉市仁方西神町2946番地6、最後の住所広島県呉市築地町6番6号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年4月6日、出生の場所広島県賀茂郡川尻町、出生年月日昭和8年1月2日、職業無職

被相続人 亡 折本 弘子

広島県呉市広本町2丁目13番23号

相続財産清算人 司法書士 本谷 徹

催告期間満了日 令和8年2月24日

広島家庭裁判所呉支部

令和7年（家）第30046号

広島県福山市北吉津町3丁目23番21号

申立人 川西 顕

本籍広島県府中市上下町上下2090番地、最後の住所広島県府中市篠根町100番地大日学園、死亡の場所広島県府中市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所広島県甲奴郡上下町、出生年月日昭和31年5月25日、職業無職

被相続人 亡 鹿谷 明史

広島県福山市西町1丁目10番6号フジビル3F

相続財産清算人 司法書士 高村 昌吾

催告期間満了日 令和8年2月27日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年（家）第221号
香川県三豊市詫間町積1175番地1
申立人 黒浜真由美
本籍香川県三豊市山本町大野509番地、最後の住所香川県三豊市山本町大野2160番地1、死亡の場所香川県綾歌郡宇多津町、死亡年月日令和4年5月9日、出生の場所香川県三豊郡山本町、出生年月日昭和40年1月30日、職業不明
被相続人 亡 石井 正実
香川県観音寺市吉岡町767請川商事ビル2階横井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横井 大典
催告期間満了日 令和8年3月27日
高松家庭裁判所観音寺支部

令和7年（家）第9127号
北九州市戸畠区汐井町1番6号ウェルとばた内
申立人 一般社団法人北九州成年後見センター
本籍北九州市八幡東区大字櫻田942番地、最後の住所北九州市若松区修多羅2丁目4番3-305号、死亡の場所福岡県田川郡川崎町、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和33年2月19日、職業無職
被相続人 亡 野上万里子
北九州市八幡西区樋口町4番1号
相続財産清算人 司法書士 竹之内恵子
催告期間満了日 令和8年3月13日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年（家）第80049号
佐賀市八戸溝1丁目15番3号
申立人 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会
本籍佐賀県神埼市神埼町尾崎1212番地、最後の住所佐賀県神埼市神埼町尾崎1024番地、死亡の場所佐賀県神埼市、死亡年月日令和7年4月8日、出生の場所佐賀県神埼郡神埼町、出生年月日昭和33年9月15日、職業無職
被相続人 亡 小瀬 善之
佐賀市八戸溝1丁目15番3号
相続財産清算人 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会
催告期間満了日 令和8年2月25日
佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第3106号
熊本市南区城南町藤山687-21
申立人 柳瀬 栄一

本籍熊本県熊本市中央区本荘3丁目6番地25、最後の住所熊本市東区尾ノ上4丁目18番19号、死亡の場所熊本県熊本市中央区、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和21年11月3日、職業無職
被相続人 亡 柳瀬ユキコ
事務所熊本市中央区京町2丁目12番41号ロフト京町101
相続財産清算人 司法書士 田崎 洋平
催告期間満了日 令和8年2月24日
熊本家庭裁判所

令和7年（家）第3109号
熊本市中央区坪井6丁目38番15号 建峰ビル7階弁護士法人リーガル・プロ
申立人 鹿瀬島正剛
本籍熊本県熊本市東区画団町大字重富278番地、最後の住所熊本県北区植木町米塚70番地、死亡の場所熊本県山鹿市、死亡年月日令和7年4月27日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和27年7月11日、職業無職
被相続人 亡 倉澤 修次
熊本市中央区坪井6丁目38番15号 建峰ビル7階弁護士法人リーガル・プロ
相続財産清算人 弁護士 鹿瀬島正剛
催告期間満了日 令和8年2月27日
熊本家庭裁判所

令和7年（家）第20072号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍栃木県矢板市大槻339番地8、最後の住所栃木県日光市山口804番地4、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日推定令和3年11月13日、出生の場所栃木県塩谷郡片岡村、出生年月日昭和11年4月2日、職業不明
被相続人 亡 富川 泰三
栃木県宇都宮市泉が丘1丁目15番29号 武藏ビル 小池亮史法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小池 亮史
催告期間満了日 令和8年3月25日
宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第222号
宮城県仙台市太白区上野山2丁目3番10号
申立人 松田 忠
本籍長野県上田市常磐城6丁目1431番地31、最後の住所千葉県茂原市萱場3558番地1、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和6年4月13日、出生の場所長野県北佐久郡大里村、出生年月日昭和11年1月2日、職業会社役員
被相続人 亡 増澤 孝吉

事務所千葉県千葉市中央区中央4丁目17番3号 袖ヶ浦ビル6階佐野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西川 雄介
催告期間満了日 令和8年4月8日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第252号
東京都中野区沼袋4丁目26番3号
申立人 及川 裕道
本籍岩手県北上市黒岩19地割43番地2、最後の住所千葉県茂原市中の島町386番地フルール中の島103号、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日平成30年4月29日、出生の場所岩手県和賀郡立花村、出生年月日昭和13年3月21日、職業不明
被相続人 亡 及川 翼成
事務所千葉市中央区長洲1丁目10番8号自治体福祉センタービル5階 弁護士法人房総法律
相続財産清算人 弁護士 舟澤 弘行
催告期間満了日 令和8年4月8日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第373号
千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
申立人 房総信用組合
本籍千葉県茂原市茂原349番地、最後の住所千葉県茂原市茂原349番地、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和5年10月23日、出生の場所千葉県長生郡南町、出生年月日昭和12年12月7日、職業会社役員
被相続人 亡 松本よし子
事務所千葉市中央区新町18番地12 第8東ビル4階 ソレイユ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大月 功亮
催告期間満了日 令和8年4月14日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第572号
千葉県長生郡白子町古所字北川岸3290番地4
申立人 サンライズ・ポイント白子管理組合法人
本籍千葉県長生郡白子町古所3290番地4、最後の住所千葉県長生郡白子町古所3290番地4
サンライズポイント白子1305、死亡の場所千葉県長生郡白子町、死亡年月日令和4年8月9日頃、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和28年2月2日、職業不明
被相続人 亡 金原 克昇

事務所千葉市中央区中央3丁目9番16号大樹生命千葉中央ビル8階 千葉市民協同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三宅 貞信
催告期間満了日 令和8年4月12日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第30137号
千葉県市川市国府台4丁目7番29号
申立人 水野 一枝
本籍千葉県市川市菅野6丁目2042番地、最後の住所千葉県市川市菅野6丁目18番22号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和5年1月14日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和26年3月10日、職業不明
被相続人 亡 枝植 敏明
事務所千葉県市川市市川南1丁目9番23号京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 荒川 俊也
催告期間満了日 令和8年3月24日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年（家）第70357号
東京都足立区中川3-19-3
申立人 鈴木きい子
本籍東京都文京区本郷3丁目41番地、最後の住所東京都足立区中川3丁目11番14号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和4年8月21日、出生の場所東京市本郷区、出生年月日昭和15年7月5日、職業不詳
被相続人 亡 岸 佐知子
事務所東京都中央区銀座3-9-19 吉澤ビル8階東京21法律事務所
相続財産清算人 弁護士 広津 佳子
催告期間満了日 令和8年3月2日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第71444号
東京都北区赤羽2丁目34番7-201号アイエスハイツ
申立人 斎藤 靖友
本籍東京都大田区南馬込6丁目5番、最後の住所東京都大田区南馬込6丁目5番8号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和4年12月4日、出生の場所栃木県那須郡上江川村、出生年月日昭和4年5月16日、職業無職
被相続人 亡 高瀬 貞
事務所東京都千代田区有楽町1丁目5番1号 日比谷マリンビル11階 石井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片上 誠之
催告期間満了日 令和8年3月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第456号

富山市豊若町2丁目1番43号

申立人 木田 昌和

本籍富山県魚津市中央通り2丁目201番地1、最後の住所富山県魚津市中央通り2丁目2番30号、死亡の場所富山県滑川市、死亡年月日令和7年1月10日、出生の場所富山県魚津市、出生年月日昭和33年11月11日、職業無職

被相続人 亡 水野 宏彦

富山県魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F 法テラス魚津法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三村 明

催告期間満了日 令和8年2月25日

富山家庭裁判所魚津支部

令和7年(家)第272号

山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号

申立人 都留信用組合

本籍山梨県都留市中央1丁目348番地、最後の住所山梨県都留市中央1丁目2番20号、死亡の場所山梨県南都留郡富士河口湖町、死亡年月日令和6年4月12日、出生の場所東京都京橋区、出生年月日昭和16年2月19日、職業織物業

被相続人 亡 相川 欣也

山梨県甲府市中央2-14-6 オノストーンビル3階つきあかり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 泰徳

催告期間満了日 令和8年6月9日

甲府家庭裁判所都留支部

令和7年(家)第5046号

長野県東御市常田231番地1

申立人 諸野脇晴子

本籍長野県上田市諏訪形1377番地29、最後の住所長野県上田市諏訪形1377番地29、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和6年9月20日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和16年8月31日、職業無職

被相続人 亡 竹内 清子

事務所長野県上田市中央4丁目9番7号

相続財産清算人 司法書士 宮澤 文

催告期間満了日 令和8年3月24日

長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家)第7363号

名古屋市南区元塩町1丁目36番地3

申立人 ホワイトキャッスル南ヶ丘管理組合法人

本籍愛知県大府市横根町箕手60番地19、最後の住所名古屋市南区元塩町1丁目36番地の3 ホワイトキャッスル南ヶ丘C棟1701号、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和5年10月26日、出生の場所熊本市、出生年月日昭和19年12月27日、職業無職

被相続人 亡 高橋 孝夫

事務所名古屋市中区錦3-4-12 SUZU 1 O 2ビル5階 あかり総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩城 善之

催告期間満了日 令和8年3月30日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第663号

滋賀県近江八幡市末広町200番地24

申立人 下川サナエ

本籍京都市南区西九条横町6番地、最後の住所京都市下京区以下不詳、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成21年12月8日、出生の場所京都市南区、出生年月日昭和40年10月4日、職業不明

被相続人 亡 上田 一也

事務所京都市中京区丸太町通烏丸東入光り町420 京都インペリアルビル4階 イリス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 朋子

催告期間満了日 令和8年3月5日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第722号

名古屋市名東区平和が丘2丁目49番地

申立人 平野 浩司

申立人手続代理人弁護士 捻橋かおり 本籍京都市左京区高野西開町41番地、最後の住所京都市左京区吉田中大路町34番地64、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年1月10日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和42年3月19日、職業自営業

被相続人 亡 平野 浩樹

事務所京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町671-1 寺町エースビル3階 あおぎり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 亮

催告期間満了日 令和8年3月5日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第831号

大阪府豊能郡豊能町新光風台3丁目32番地の16

申立人 三田村勝行

本籍京都市北区紫竹上高才町40番地、最後の住所京都市北区紫竹上高才町40番地、死亡の場所京都市北区、死亡年月日令和7年3月1日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和31年6月14日、職業不明

被相続人 亡 三田村雅博

事務所京都市中京区蒔絵屋町267 烏丸二条ビル4階 中京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大倉 英士

催告期間満了日 令和8年3月5日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第888号

京都市中京区富小路通二条下る俵屋町181番地1 ネバーランド御所南505号

申立人 濱田 昭

本籍大阪府寝屋川市東香里園町1147番地1、最後の住所京都市中京区西ノ京池ノ内町20番地の55 メゾンボエムスリー 1F103号、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所大阪市東区、出生年月日昭和7年10月3日、職業無職

被相続人 亡 畑下 恒

事務所京都市中京区高倉通丸太町下ル坂本町702 京都リレイズ法律事務所高倉オフィス

相続財産清算人 弁護士 遠山 大輔

催告期間満了日 令和8年3月5日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第4020号

京都府宮津市字江尻487番地

申立人 一色 立雄

本籍京都府与謝郡与謝野町字岩滝1160番地、最後の住所京都府与謝郡与謝野町字岩滝192番地6、死亡の場所京都府与謝郡与謝野町、死亡年月日令和6年1月7日、出生の場所京都府与謝郡岩滝町、出生年月日昭和36年6月29日、職業不明

被相続人 亡 村上 誠

事務所京都府舞鶴市宇円満寺141-2 泉ビル3階 黒木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒木 寿

催告期間満了日 令和8年3月5日

京都家庭裁判所宮津支部

令和7年(家)第80838号

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

申立人 豊中市

本籍愛知県安城市朝日町11番地16、最後の住所大阪府豊中市西緑丘1丁目3番1-607号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日推定令和5年9月30日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和3年7月24日、職業不明

被相続人 亡 小島 幸典

大阪市北区中崎西2丁目1番1号ゼネラルビル3階

相続財産清算人 弁護士 高砂健太郎

催告期間満了日 令和8年3月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80843号

大阪市東成区玉津2丁目20番8号

申立人 松山 秀樹

本籍大阪府大阪市西成区聖天下1丁目1番、最後の住所大阪市西成区鶴見橋3丁目6番20号 森本マンション102、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和4年4月1日、出生の場所福岡県三池郡銀水村、出生年月日昭和12年4月28日、職業不明

被相続人 亡 堺 光男

大阪市西区江戸堀1-2-11大同生命南館11階

相続財産清算人 弁護士 根岸 治

催告期間満了日 令和8年3月30日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70129号

兵庫県姫路市千代田町740番地2 姫路西スカイハイツ601

申立人 高橋 理恵

本籍兵庫県姫路市琴岡町284番地1、最後の住所兵庫県姫路市実法寺765番地トラスト介護ホーム飾西1、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年1月6日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和22年11月13日、職業無職

被相続人 亡 山本みち代

事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 首藤 康智

催告期間満了日 令和8年3月6日

神戸家庭裁判所姫路支部

相続権主張の催告期間満了日の変更

令和6年12月27日掲載の神戸家庭裁判所姫路支部に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。

令和6年(家)第70094号

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

申立人 ウシオ電機株式会社

本籍兵庫県姫路市の形町の形4111番地2、最後の住所兵庫県姫路市の形町の形4111番地2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成22年2月19日、出生の場所兵庫県印南郡の形村、出生年月日昭和22年5月28日、職業不詳

被相続人 亡 泉 清

旧催告期間満了日 令和7年7月26日

新催告期間満了日 令和7年9月30日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和6年5月1日掲載の福岡家庭裁判所に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更する。

令和6年(家)第70900号

申立人 本田久美子

本籍福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山918番地、最後の住所福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2030番地2

被相続人 亡 井上 悅子

旧催告期間満了日 令和6年12月13日

新催告期間満了日 令和8年4月15日

福岡家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第9043号

秋田市八橋本町3丁目20番36号 M2ビル2階

申立人 司法書士 桐生 謙吾

本籍秋田県秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地25、最後の住所秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地25、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成29年5月26日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和35年3月31日、職業無職

被相続人 亡 加藤 瞳子

催告期間満了日 令和8年3月10日

秋田家庭裁判所

令和7年(家)第7501号

名古屋市中区丸の内3丁目22番21号 損保ジャパン名古屋ビル8階 富島・小川・森法律事務所

申立人 森 亮太

本籍名古屋市港区木場町2番地の8、最後の住所名古屋市港区木場町2番地の8 ニューコーポ名南一番館502号、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日平成18年4月25日、出生の場所愛知県幡豆郡西尾町、出生年月日昭和10年12月22日、職業不詳

被相続人 亡 磯部 すゞ子

催告期間満了日 令和8年3月30日

名古屋家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第32号

東京都台東区台東2丁目8番2号

申立人 朝日信用金庫

代表者代表理事 伊藤 康博

申立人代理人弁護士 石原 俊也

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月12日

令和7年7月24日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 R L 79602

金額 222,365円

支払期日 令和7年7月31日

支払地 東京都荒川区

支払場所 株式会社りそな銀行日暮里支店

振出日 令和7年3月31日

振出地 東京都荒川区

振出人 株式会社金子製作所 代表取締役 飯村 正博

受取人 有限会社化成品化工のニッセイ

裏書人 有限会社化成品化工のニッセイ 代表
取締役 小泉 真行

被裏書人 白地

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第261号

埼玉県吉川市土場51番地2

申立人 洪井 康典

本籍埼玉県吉川市大字土場51番地2、最後の住所埼玉県吉川市大字土場51番地2

不在者 洪井 安雄

昭和13年10月30日生

届出期間満了日 令和7年11月28日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第2095号

東京都千代田区平河町2-3-10-315プラタナス法律事務所

申立人 中野 光恵

本籍東京都葛飾区堀切1丁目35番地4、最後の住所東京都世田谷区桜上水1丁目1番2-1304号

不在者 渡邊 紀男

昭和15年11月11日生

届出期間満了日 令和7年11月28日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第9110号

本籍富山県南砺市下梨1023番地、最後の住所東京都荒川区町屋1丁目6番12-104号 エリール町屋I

不在者 出村登喜次

昭和16年9月7日生

令和7年7月24日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9510号

本籍大阪府大阪市西成区鶴見橋2丁目3番地、最後の住所不明

不在者 高安 司

大正14年9月4日生

令和7年7月25日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第745-747号

本籍栃木県足利市雪輪町2140番地4、最後の住所神奈川県川崎市以下不詳

不在者 子安 春達

昭和30年2月16日生

不在者 子安喜世子

昭和31年10月30日生

不在者 子安 文子

昭和33年11月1日生

令和7年7月19日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第147号

本籍神奈川県横須賀市追浜本町1丁目98番地、最後の住所神奈川県横須賀市吉倉町1丁目105番地

不在者 安濃 勝子

昭和7年3月28日生

令和7年7月23日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

令和6年(家)第433号

本籍青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊347番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区大島2636番地

不在者 三橋 剛

昭和23年1月25日生

令和7年7月23日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

令和6年(家)第737号

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町春日香六460番地1、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永689番地5

不在者 大久保きよゑ

昭和28年7月18日生

令和7年7月25日失踪宣告審判確定

岐阜家庭裁判所大垣支部裁判所書記官

令和6年(家)第307号

国籍大韓民国、最後の住所大韓民国以下不詳

不在者 金 宗培

西暦1922年11月17日生

令和7年7月23日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第169号

本籍鳥取県境港市相生町59番地、最後の住所鳥取県境港市相生町59番地

不在者 一瀬 久三

明治39年11月11日生

令和7年7月23日失踪宣告審判確定

鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第3号

岐阜県美濃市曾代66番地
申立人 株式会社東海化成
代表者代表取締役 景山 昌治
申立人代理人弁護士 久保田 宏
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月10日
令和7年7月11日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B R 42331

金額 334,334円

支払期日 令和7年4月18日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行上前津支店
振出日 令和6年12月25日

振出地 名古屋市

振出人 福花園種苗株式会社 代表取締役 吉田 俊大

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B R 42345

金額 228,184円

支払期日 令和7年5月20日

振出日 令和7年1月27日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第184号

青森市大字野尻字今田53番地3
債務者 有限会社ダイシン自動車
代表者代表取締役 阿部 聰

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 木下 晴耕

4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1646号

名古屋市昭和区長戸町2丁目16番地3

債務者 有限会社ワイエスロジテック

代表者取締役 猪又 正人

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安藤 恭平

4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第272号

茨城県神栖市波崎2468番地

債務者 株式会社鴨安商店

代表者代表取締役 鴨川 充治

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 足立 勇人

4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第108号

(最後の住所) 岐阜市坂井町2丁目28番地1

(シャトレ愛松岐阜 1104号室)

債務者 被相続人亡川村元之相続財産

特別代理人 弁護士 坂井田吉史

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 棚橋 邦行

4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時10分

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第33号

宮城県登米市迫町佐沼字中江5丁目10番地1

債務者 有限会社日野通信

代表者代表取締役 日野 馨

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥

4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後3時

仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第51号

宮城県石巻市流留字五性橋9番地64

債務者 株式会社アーステクニーク

代表者代表取締役 杉山 和志

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高橋 拓

4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第286号

北海道函館市西桔梗町863番地の4

債務者 明真運輸株式会社

代表者代表取締役 表 真二

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鶴 素直

4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10時50分

函館地方裁判所

令和7年(フ)第333号

広島市西区三篠町1丁目7番21-301号

債務者 株式会社AKIパートナーズ

代表者代表取締役 岡本 義明

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷川 直人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分

大阪地方裁判所第6民事部

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第308号

大分県豊後大野市千歳町長峰267番地

債務者 株式会社千歳運送

代表者代表取締役 野中 公平

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松本 佳織

4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第464号

北九州市八幡西区春日台2丁目6番14号

債務者 株式会社安部工業

代表者代表取締役 安部 恒星

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 佐々田由華子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第3215号

兵庫県伊丹市鴻池6丁目21番14号

債務者 株式会社林設備工業

代表者代表取締役 林 昌弘

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷川 直人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分

令和7年(フ)第3391号
大阪市此花区梅香1丁目23番19号ダイセイビル2F
債務者 株式会社RAY
代表者代表取締役 木下 彰
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関田 唯
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第94号
山口県宇部市西本町1丁目11番5号
債務者 株式会社北村
代表者代表取締役 北村 徹
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 琢治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時30分
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第592号
北九州市門司区田野浦2丁目14番9号
債務者 株式会社ウイズ
代表者代表取締役 三村 哲平
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木 洋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第5365号
大阪市中央区備後町2丁目5番8号 日本綿業会館
債務者 株式会社マ・メール
代表者代表取締役 福家 一憲
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 裕明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後4時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第512号
埼玉県入間市大字仏子1321番地29
債務者 有限会社ハウスマッカーズ
代表者代表取締役 柳澤 伸佳
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小林 善亮
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時30分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第842号
京都市下京区猪熊通松原上る高辻猪熊町366番地
債務者 有限会社キクイチ電機
代表者取締役 田口 知穂
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 嶋田 隼也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第96号
徳島県徳島市佐古六番町10番3号
債務者 有限会社フレンドファミリー
代表者代表取締役 仲宗根匡史
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒木賢太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1078号
横浜市中区伊勢佐木町2丁目10番地4
債務者 有限会社牛工房
代表者取締役 青山 茂生
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 天野 正男
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第792号
京都市伏見区下鳥羽南3町82
債務者 株式会社ライフ・デボ
代表者代表取締役 小倉 俊介
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浅井 亮
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第204号
北海道紋別市落石町1丁目28番33号
債務者 有限会社ミンクの小川
代表者取締役 小川 隆雄

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮 悠理
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第311号
大分市大字三芳1825番地の7
債務者 株式会社レジスタ
代表者代表取締役 安部 豪
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三股 正幸
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前11時
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第16号
北海道浦河郡浦河町大通3丁目14番地2
債務者 有限会社タカオ
代表者代表取締役 田村 和彦
1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉見慎太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時10分
札幌地方裁判所浦河支部分破産係

令和7年(フ)第321号
宮崎市江平町1丁目1番地1
債務者 有限会社オフィス遊
代表者取締役 白阪 祐子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久保山博充
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時10分
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1270号
福岡市博多区井田相田3丁目20番31号 フアミールB号、前住所福岡市博多区寿町3丁目3番33-1205号 カルム南福岡
債務者 今村健太郎
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷川 貴啓
4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時10分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1389号 福岡市博多区板付2丁目14番42-101号 サン・ライズ板付B、前住所福岡市博多区那珂6丁目21番16-809号 ブライトクロス博多SOUTH 債務者 読売センター春日原こと 藤野 一弘 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蔵 健一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 盛岡地方裁判所一関支部	令和7年(フ)第11号 長崎県五島市三井樂町濱ノ畔1060番地2、従前の住所福岡県福岡市博多区銀天町3丁目1番27-501号 サヴォイ セントオブガーデン 債務者 貞方 純一 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 陽介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 長崎地方裁判所五島支部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第105号 群馬県邑楽郡大泉町仙石3丁目19番3号、前住所栃木県那須塩原市末広町64番地17 平山ビルデンス302号 債務者 塚原 由明 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 貴志 4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 前橋地方裁判所太田支部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日午後2時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第30号 山形県鶴岡市日枝乙27番地 債務者 朝比奈なみ 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月1日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第48号 岩手県一関市大東町大原字岩谷堂30番地4 債務者 横田 邦治 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 盛岡地方裁判所一関支部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日午前10時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第217号 岡山県倉敷市中島2361番地7 グリーンハイツシンシア201 債務者 物部 和喜 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 曜生 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第49号 岩手県一関市大東町大原字立町56番地 債務者 横田 久義 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎	4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日午後5時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年(フ)第50号 宮城県石巻市渡波字沖六勺1番地78 債務者 杉山 和志 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓	4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日午後1時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第366号 神奈川県小田原市千代106番地の1 債務者 田村 陽子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第1310号 東京都町田市真光寺2丁目10番地6 アルス真光寺203 債務者 土居 功治 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴本 雅史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1311号 東京都町田市真光寺2丁目10番地6 アルス真光寺203 債務者 土居すみ子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴本 雅史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第206号 岐阜市鏡島1569番地5 債務者 earth & sky こと 足立亜矢子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 敏夫 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第91号 山口県下関市貴船町3丁目10番46号 債務者 たむら愛石園こと 田村 政直 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 弘彦 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第171号 福岡市西区福重5丁目21番34-101号 プライトンシャワーII 債務者 ろーずのうさぎこと 野島 綾乃 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 太一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第652号 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵461番地3 セピアコート赤坂A101号 債務者 菅部 周忠 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第376号 神奈川県小田原市小八幡2丁目8番6-204号 県道小八幡団地6号棟 債務者 大野 輝之 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 夏彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第11号 岩手県花巻市大迫町内川目第47地割11番地2 債務者 佐々木美和 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤あすか 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月7日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第228号 静岡県浜松市中央区三和町206番地 カルム203号室 債務者 近藤 諭 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳詰 雄一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日前3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第530号 川崎市多摩区宿河原6丁目42番11号 シャンポワール 306 債務者 大貫 龍斗	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第32号 宮城県登米市中田町石森字駒牽397番地 債務者 日野 馨 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで	令和7年(フ)第1231号 東京都町田市真光寺2丁目10番地6 アルス真光寺203 債務者 土居 功治 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴本 雅史 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日前1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第206号 岐阜市鏡島1569番地5 債務者 earth & sky こと 足立亜矢子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 敏夫 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第91号 山口県下関市貴船町3丁目10番46号 債務者 たむら愛石園こと 田村 政直 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 弘彦 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第171号 福岡市西区福重5丁目21番34-101号 プライトンシャワーII 債務者 ろーずのうさぎこと 野島 綾乃 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 太一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第652号 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵461番地3 セピアコート赤坂A101号 債務者 菅部 周忠 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	

令和7年(フ)第785号 福岡市中央区白金2丁目11番13-1005号 レキシントンスクエア白金 債務者 Libreこと 西野 圭一 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 直己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1255号 福岡県春日市須玖北4丁目10番地 ローレルハイツ春日1016号 債務者 濱田 悅子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 泰雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 湯坐麻里子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第1254号 福岡市東区和白丘3丁目12番31-202号 オアシス1番館、前住所奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘3丁目7番地9 債務者 伊東 正人 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三ツ角直正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第23号 秋田県由利本荘市新沢字上村6番地 債務者 打矢美代子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 一史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 秋田地方裁判所本荘支部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第372号 岡山県和気郡和気町宇生609番地 債務者 岸本祐未子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金子 慶史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第251号 岡山県倉敷市中島1184番地1 D-101 債務者 横田 繁 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡邑 祐樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第1243号 福岡市博多区神屋町7番3-1305号 アレクサス イル・ビアンコ 債務者 町田 幸一 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 恭輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大林 建太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第403号 岡山市南区藤田805番地 債務者 田邊 勝則 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鬼塚 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第238号 香川県高松市松綱町1008番地13 メゾンパークスB101 債務者 辻 真澄 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 龍太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第863号 仙台市青葉区愛子中央5丁目4番33号 リーコーポ式番館201 債務者 八鍬 江理 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 草薙 翔平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 良子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第738号 広島市南区東雲2丁目16番33-703号 債務者 新谷 勲三 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山西 信裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第28号 滋賀県長浜市湖北町尾上299番地3、前住所滋賀県長浜市高月町西阿閉787番地 債務者 黒田 正一	令和7年(フ)第138号 広島県福山市引野町3丁目24番25号、旧住所広島県福山市引野町5丁目3番15-715号 健生館 債務者 高月 晃 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 檀上 美雪	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 檀上 美雪	令和7年(フ)第1187号 福岡市博多区美野島2丁目31番14-805号 サヴォイ オーサーズプレイス 債務者 内山 聖 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浜田 輝彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1256号
福岡市西区姪浜駅南2丁目6番6-202号
イッセイ姪浜駅前
債務者 濑川 将史
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 花田 茂治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月21日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1314号
福岡県宗像市三倉16番8号
債務者 百田 蓮
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 鴻二
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月17日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1316号
福岡市城南区長尾1丁目8番16号
債務者 大田 真也
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大神 朋子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月21日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1321号
福岡市東区筥松4丁目4番1-210号 住宅
公団筥松団地
債務者 清水 幸雄
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉野 佳子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第209号
岡山県倉敷市藤戸町天城2391番地13
債務者 田井 豪

1 決定年月日時 令和 7 年 8 月 5 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山根 務
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年11月 6 日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 26 日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 1 1 1 号
香川県高松市屋島西町2421番地 1 エム・バ
ラツツオ201号
債務者 増元 伸康
1 決定年月日時 令和 7 年 8 月 5 日午前9時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 相本 茉樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年11月28日午前10時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 30 日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和 7 年 (フ) 第 4 2 5 号
北九州市門司区寺内 3 丁目 6 番 6 号、前住所
佐賀市本庄町大字袋340番地 2 アイタウン
本庄D202
債務者 渡邊 月菜
1 決定年月日時 令和 7 年 8 月 5 日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 綱谷 拓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月14日午後 1 時30分
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 30 日まで
福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部
令和 7 年 (フ) 第 4 6 5 号
広島県福山市曙町 6 丁目 5 番 13 号 B 205、
前住所広島県福山市新涯町 4 丁目 2 番 52-
202号
債務者 安部 恒星
1 決定年月日時 令和 7 年 8 月 4 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々田由華子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月14日午前11時
5 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 30 日まで
福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部
令和 7 年 (フ) 第 2 2 0 号
大分県臼杵市大字武山1284番地、住民票上の
住所大分市花津留 2 丁目 8 番 2 号
債務者 小飼 之愛

1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 梓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月24日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ) 第51号
鹿児島県出水市野田町下名2988番地1 エレ
ガントハイツ101号
債務者 倉富 裕輝
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河口友一朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月7日午前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ) 第168号
沖縄県うるま市赤道174番地3 ゴールド
マンション赤道703
債務者 徳里 優
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大井 琢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月8日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ) 第805号
仙台市若林区霞目2丁目25番7号 メゾン
ミュウ201
債務者 坂詰 稔
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 智彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年11月10日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ) 第26号
福島県南相馬市原町区大木戸字南東方163番
地の1、前住所川崎市幸区南幸町3丁目16番
地 サンフル21 103
債務者 上遠野大貴

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 後反 拓也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月30日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
福島地方裁判所相馬支部
令和7年(フ)第70号
茨城県龍ヶ崎市3585番地1
債務者 松村 幸子
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堀 賢介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年11月6日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第130号
三重県津市栄町3丁目130番地
債務者 山中 完
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塚本 順久
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月29日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第112号
広島県東広島市八本松東3丁目31番60号
債務者 濑口住設こと 濑口 祥一
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 卓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月31日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第334号
広島市佐伯区八幡東3丁目15番28-403号
債務者 岡本 義明
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 陽
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年10月22日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第29号 福岡県みやま市瀬高町文廣2049番地、前住所福岡県八女市本1166番地3 江崎一戸建9号 債務者 山本 富加 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪府豊中市中桜塚5丁目10番13-302号 債務者 前田 国史 令和7年(フ)第2184号 大阪府東大阪市荒本北2丁目1番7-309号、前住所高知市愛宕山108番地 リブハイツ303号 傾務者 濱田 史嘉 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清原 直己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第57号 福岡県田川郡香春町大字中津原2878番地17 クイーンハイツKⅢ 202号、前住所北九州市小倉北区三萩野1丁目10番22-305号 傾務者 友清亜紗里(旧姓松崎) 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第35号 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田7番地1 K S II マンション201号 傾務者 梶島 広重 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 賢和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清原 直己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第254号 徳島県徳島市佐古七番町2番24号 205号 傾務者 仲宗根匡史 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木賢太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第301号 宮崎市中村東3丁目3番6号 ロワイアルヒルズ南宮崎402号 傾務者 荒木ひろみ 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金丸 祥子 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第386号 北海道恵庭市幸町3丁目6番11号 傾務者 大久保樹希 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺島 和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷川 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3214号 大阪市淀川区三津屋南2丁目10番5号 傾務者 林 昌弘 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷川 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第322号 宮崎市大島町南窪783番地3、住民票上の住所宮崎市吉村町引土甲612番地1 傾務者 白阪 祐子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第82号 茨城県取手市光風台2丁目14番16号 傾務者 鈴木 淑子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 環 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 隅田 唯 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第155号 徳島県徳島市大原町中須9番地の1 コーポエスペランス206号 傾務者 南 和也 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 直敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3459号 大阪府八尾市老原5丁目251番地の12 傾務者 畠山比呂志 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第141号 三重県津市一身田上津部田1504番地132、前住所三重県松阪市下村町1359番地6 傾務者 L i e n こと 宮村志緒梨(旧姓中西)	令和7年(フ)第3415号 大阪府東大阪市大蓮南4丁目3番16号 傾務者 廣瀬 恭介 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅青 啓示	令和7年(フ)第179号 徳島県徳島市八万町川南80番地の1 アルバカーサⅡ 105号室 傾務者 山崎 健 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川みな美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第23号 宮崎県日南市大堂津2丁目12番17号 傾務者 上村 孝行 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新福 宏 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第3503号
大阪市城東区東中浜8丁目8番23-1105号
債務者 中村 由記(旧姓鮫島)
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎 夏樹
4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第1306号
名古屋市中川区清船町1丁目1番地の6
フィール清船902号、従前の住所名古屋市港
区港陽3丁目9番5号 シーサイドFⅡ 5
A号
債務者 清 由美子(旧姓シリワルダナ)
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1389号
愛知県小牧市大字入鹿出新田1219番地 コー
ポみやびA棟102号
債務者 石井 政典
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1490号
名古屋市昭和区山中町1丁目35番地の1 陽
山ハイツ1-B号
債務者 村手 明美
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1648号
愛知県春日井市西本町3丁目163番地4
債務者 三宅 駿佑
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1653号
名古屋市瑞穂区津賀田町3丁目23番地の1
サザンクロス102号
債務者 川地 沙綾
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1715号
名古屋市中区門前町5番27号 アズロワイ
ヤル門前3C号
債務者 水野ゆうじ
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1725号
名古屋市港区西茶屋1丁目35番地の6 市営
西茶屋荘10棟404号、従前の住所名古屋市中
区橋1丁目4番11号 ル・ヴァン橋801号
債務者 宇佐美祐子
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1737号
名古屋市中川区吉津3丁目1004番地 松下莊
T-6棟103
債務者 山本 昭男

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第302号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地 県営上
和田住宅F-105
債務者 杉坂 康行

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第344号
愛知県西尾市吉良町富好新田戸東18番地
1、前住所愛知県西尾市伊藤4丁目5番地5
債務者 鳥居智美こと CHO I JIMI
崔 智美

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第352号
愛知県知立市昭和7丁目1番地 知立団地50
棟506号、前住所愛知県高浜市二池町1丁目
3番地50
債務者 猪股タチアナこと DE SOUZA
INOMATA TATIANA TOM
I KO

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第261号
函館市宝来町20番16号
債務者 鈴木 誠

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第270号
函館市昭和1丁目27番5号
債務者 堤口 一夫

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第423号
静岡県島田市栄町3番の8 シェソワ 201
号室
債務者 山岸 彩乃

令和7年(フ)第387号 愛知県知立市山屋敷町富士塚1番地14 カーサ・S106号 債務者 村上 麻衣(旧姓押領司) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第79号 栃木県足利市鹿島町387番地10 クレインヒルズマンション503 債務者 伊藤夕起夫 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第418号 愛知県豊田市花園町前田2番地4 GRAND ROOM花園302号 債務者 橋口 宏一 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第1209号 埼玉県川口市芝西2丁目4番8号 プリミエールレジデンスⅠ 102号 債務者 高橋 敏夫 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第12号 和歌山県御坊市名田町楠井994番地3 債務者 芝本 武敏 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 和歌山地方裁判所御坊支部
令和7年(フ)第50号 三重県伊勢市下野町255番地1 おれんじハウスA201号室 債務者 田岡 誠 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	令和7年(フ)第1226号 さいたま市西区大字土屋580番地4 ハウスアヴェニュー101 債務者 内間 樹 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第238号 沖縄県那覇市字国場767番地1 ハビネス365 4-B 債務者 金城 純奈 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第224号 沖縄県那覇市字国場427番地 REOS国場4-E、住民票上の前住所沖縄県国頭郡金武町字金武7913番地5 債務者 山川恵利香 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第1255号 埼玉県上尾市大字上尾村1269番地1 ビレッジハウス上尾向原5-404 債務者 近藤 竹正 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第1056号 札幌市白石区北郷2条4丁目7番27-101号 債務者 相馬 肇 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第125号 愛知県江南市上奈良町久保86番地 債務者 東渕 彩奈 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第1270号 さいたま市中央区円阿弥2丁目1番8号 債務者 根本 正広	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	

令和7年(フ)第1080号
札幌市南区北ノ沢8丁目7番35-108号
債務者 佐藤 彩香(旧姓澤村)
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1093号
札幌市白石区栄通17丁目11番13号 公栄ハイツ303号
債務者 舟本 亜生(旧姓栄田)
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1103号
北海道恵庭市漁町60 コートドエル恵庭905号室、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台北6丁目4番29-403号
債務者 横山 敬太
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1132号
札幌市東区北13条東6丁目2番22-202号
債務者 難波 芳典
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1167号
札幌市中央区南11条西8丁目4番8号 あさひファミーユ中島公園603号
債務者 国分美知子

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第49号
北海道岩見沢市七条東4丁目8番地9 レジデンスワタナベ207号
債務者 木浪 麻美
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1174号
札幌市南区澄川4条2丁目11番31号 吉田ハウスG201号
債務者 中村 瑞穂
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1181号
札幌市清田区北野5条5丁目12番20-203号
債務者 若松里梨加(旧姓佐々木)
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1205号
札幌市白石区本通5丁目南2番5号 グランテ本通201号
債務者 巽 翠黎
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第40号
北海道岩見沢市北二条西9丁目1番19号
ニユーハイツ201号室
債務者 石村 儀信
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第196号
相模原市中央区田名2772番地30
債務者 森戸由太嘉
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第300号
相模原市中央区水郷田名1-2-13 クルール相模原、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原1368番地の1
債務者 丸山喜代司
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第378号
相模原市中央区淵野辺本町3丁目18番19号
b' C A S A 淀野辺r e - b o r n 203
債務者 比嘉 大陸
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第177号
愛知県江南市後飛保町中町20番地、前住所愛知県江南市前飛保町寺町219番地 ラ・リンクル106号
債務者 渡辺 健太
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第188号
愛知県稻沢市駅前4丁目11番35-304号
債務者 比嘉 陽子
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第1345号 名古屋市西区城北町3丁目68番地 メゾネットミユキWN-1号 債務者 新保 寧音(旧姓山崎) 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第5287号 東京都葛飾区堀切1丁目4-14 債務者 坂下 豊 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1402号 愛知県小牧市大字大草4416番地 債務者 吉田 有里 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第5340号 東京都大田区多摩川2丁目12-18 債務者 西山 誠 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1429号 名古屋市南区元塩町4丁目1番地 元塩荘5棟907号 債務者 田口 千春 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第5391号 東京都世田谷区代田5丁目17-18-101 債務者 阿部 昭子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1440号 名古屋市北区中味鏡3丁目414番地 岡田書店2F愛和寮1-A号 債務者 加藤 正 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第5392号 東京都板橋区富士見町33-11 ふじみ220 債務者 國光 美希 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1601号 名古屋市瑞穂区大喜町1丁目5番地の6 市営大喜荘501号 債務者 渡邊 律	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第1406号
堺市堺区出島町5丁4番22号
破産者 木下 昌彦
1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
2 一般調査期日 令和7年10月20日午後2時50分
令和7年8月4日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第779号
熊本市東区下南部1丁目3番28号 ソレイユエトワール305、転入前住所熊本市北区八景水谷4丁目5番68号 レジデンス杉102
破産者 川口 真希(旧姓宮木)
1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
2 一般調査期日 令和7年10月16日午後1時30分
令和7年8月5日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第120号
茨城県水戸市白梅3丁目9番30-201号 サン・ブランドール
破産者 橋口 祐太
1 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
2 一般調査期日 令和7年11月5日午前11時15分
令和7年7月30日 水戸地方裁判所
令和6年(フ)第301号
大分市大字田尻282番地の1 AZななせ602
破産者 三重野広治
1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
2 一般調査期日 令和7年10月17日午前10時30分
令和7年8月1日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和5年(フ)第17号
(最後の住所) 京都府宮津市字魚屋929番地の1
破産者 亡辻ひとと美相続財産
1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
2 一般調査期日 令和7年11月5日午後1時30分
令和7年8月5日 京都地方裁判所宮津支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第309号

宮崎市新栄町98番地 ブランドール. i III 301号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡新富町大字上富田3672番地 天井丸団地D203
破産者 西原 真悟

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月5日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第35号

宮崎市大字吉野144番地1
破産者 今村 和也

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月4日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第148号

宮崎市広島1丁目16番1号 サンモール広島802号
破産者 川越 誠

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月5日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第177号

宮崎県児湯郡木城町大字椎木1790番地2
破産者 山田 祐子

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月5日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第11号

宮崎県日南市南郷町潟上134番地6
破産者 櫻井 力

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月4日 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第50号

宮崎県日向市原町4丁目9番15号 日向太陽コープ1棟202号
破産者 小野 幸子

異議申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年8月4日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第978号

大阪市東住吉区針中野1丁目1番14号 オレンジTサイド 704号
破産者 酒井 美優

異議申述期間 令和7年9月29日まで

令和7年8月4日
大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見
申述期間**

令和6年(フ)第7933号

東京都世田谷区岡本3丁目19-10-404
破産者 伊藤 友二

免責意見申述期間 令和7年11月10日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3004号

群馬県前橋市南町1丁目4番7号

清算株式会社 株式会社N企画
代表清算人 貫井 哲夫

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第2057号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル4階
清算株式会社 株式会社クイナ

代表清算人 吉田 三男

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1001号

神奈川県秦野市上大槻字下毛田388番地
清算株式会社 株式会社荒井ベジアス

代表清算人 西田 敦成

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(ヒ)第3025号

大阪市中央区北浜2丁目3番9号
清算株式会社 株式会社K

代表清算人 片岡 牧

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第3001号

群馬県伊勢崎市三和町2718番地3

清算株式会社 株式会社PQR

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

前橋地方裁判所民事部

令和6年(ヒ)第2083号

東京都港区芝4丁目16番2-3301号

清算株式会社 株式会社アシスト

1 決定年月日 令和7年7月28日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2012号

東京都杉並区成田東5丁目17番15-702号

清算株式会社 とだや本舗株式会社

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

令和7年(再)第27号

福島県喜多方市字押切南2丁目11番地

再生債務者 株式会社R1000

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 山崎良太

令和7年7月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第5号

名古屋市千種区千種2丁目22番8号

再生債務者 Sync M O F株式会社

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 名古屋市中区丸の内3丁目14番32号 丸の内三丁目ビル3階 弁護士法人佐藤・眞下法律事務所 弁護士 眞下 寛之

令和7年7月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第1号

広島県廿日市市峰10245番地37

再生債務者 株式会社イシカワ

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 広島市中区白島北町3番14号兒玉会計ビル5階 児玉法律事務所 弁護士 児玉浩生

令和7年7月29日

広島地方裁判所民事第4部

再生手続開始

令和7年(再)第19号

東京都渋谷区南平台町6番18号 南平台ヒル
トップハウス 403

再生債務者 兵頭 真治

1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時30分

2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第26号

東京都港区赤坂5丁目4番10号

再生債務者 第一樓ジャパン株式会社

1 決定年月日時 令和7年7月29日午前9時30分

2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第1号

滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本603番地

再生債務者 英伸こと 浅原 淳

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時

2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで

大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第58号

さいたま市岩槻区美園東2丁目33番地20

再生債務者 日塔 勝浩

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再)第86号

さいたま市見沼区大字南中丸1364番地1
ラーフA101

再生債務者 小谷 和正

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再)第118号

埼玉県白岡市白岡1132番地 プリムヴェール
ブリアン103

再生債務者 鈴木 一磨

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再)第16号

栃木県大田原市加治屋83番地19 さくらハイツ205号

再生債務者 松本 翼

1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再)第18号

栃木県矢板市乙畑1393番地183

再生債務者 佐藤 清人

1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再)第138号

埼玉県新座市東3丁目12番37-12号

再生債務者 篠崎 健志

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再)第110号

千葉市中央区祐光1丁目3番1-210号

再生債務者 今村 雅彦

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

千葉地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第118号

愛知県尾張旭市稲葉町3丁目99番地1

再生債務者 水野 善彰

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第172号

明石市西明石東町15番地の12 リベルテハイツ101号

再生債務者 中原 大介

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再)第29号

岡山県倉敷市中島1590番地27

再生債務者 田中 寿志

1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年10月3日まで

東京地方裁判所民事第20部

3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月17日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再)第146号

札幌市東区北38条東4丁目1番16号

再生債務者 藤森 正剛

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第161号

札幌市中央区南6条西26丁目4番10-402号

再生債務者 中山 優介

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第28号

三重県四日市市海山道町3丁目68番地 パーサス光5H

再生債務者 吉田 智夫

1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再)第240号

東京都江戸川区南小岩1-6-17-102

再生債務者 三浦 雄太

1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年10月3日まで

東京地方裁判所民事第20部

<p>令和7年(再イ)第86号 神戸市北区藤原台北町5丁目2番8-701号 再生債務者 高橋 典正</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで 　　神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p>令和7年(再イ)第58号 仙台市青葉区北根3丁目18番1-602号 再生債務者 及川 理恵</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月29日まで 　　仙台地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(再イ)第37号 埼玉県深谷市上野台451番地8 再生債務者 飯干 晃</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月6日まで 　　さいたま地方裁判所熊谷支部</p> <p>令和7年(再イ)第304号 東京都墨田区両国2-6-11-101 再生債務者 藤島 大士</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月6日まで 　　東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第309号 東京都足立区東綾瀬3-8-13-502 再生債務者 石田 清美</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月6日まで 　　東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第330号 東京都板橋区赤塚6-5-17-116 再生債務者 白石 耕太</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月6日まで 　　東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第341号 東京都葛飾区水元3-15-8-103 再生債務者 田口 裕太</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月6日まで 　　東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第31号 三重県津市一志町みのりヶ丘126番地113 再生債務者 前田圭一郎</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月22日まで 　　津地方裁判所再生係</p> <p>令和7年(再イ)第2号 京都府舞鶴市字上福井562番地10 再生債務者 嵩峨根 弘</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月18日まで 　　京都地方裁判所舞鶴支部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第10号 兵庫県豊岡市氣比4574 B106(住民票上の住所)大阪府吹田市原町3丁目30番1号(106) 再生債務者 泉 慶輔</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月22日まで 　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(再イ)第45号 東京都小平市学園西町2丁目28番20-306号 再生債務者 成田 摩耶</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年10月7日まで 　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(再イ)第8号 宮崎県日向市鶴町3丁目101番地 原マンション202 再生債務者 山崎 義彦</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 　　宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>小規模個人再生による書面決議に付する決定</p> <p>令和7年(再イ)第105号 東京都墨田区立花5-18-2 再生債務者 金田 祥典</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで 　　令和7年8月1日 　　東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第8号 千葉県木更津市貝渕1丁目6番25号 再生債務者 内藤 峰和</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月19日まで 　　令和7年8月4日 　　千葉地方裁判所木更津支部</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(再イ)第75号

千葉県習志野市泉町3丁目10番8-204号

再生債務者 灰野 修平

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで
令和7年8月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第565号

東京都江戸川区南小岩5-11-20-201

再生債務者 竹澤 優羽(旧姓山田)

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第73号

東京都江東区北砂5-2-6

再生債務者 伊勢崎 豪

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月28日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第77号

東京都足立区伊興2-9-20-101

再生債務者 廣田 徳幸

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第142号

東京都世田谷区松原4-27-15-202

再生債務者 一柳 春光

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第2号

愛知県豊橋市高洲町字高洲56番地の3

再生債務者 安座間哲也

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
21日まで
令和7年7月31日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(再イ)第150号

仙台市若林区成田町71番地の1 セザールー
高南202

再生債務者 大友 竹彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号

宮城県名取市下余田字原田30番地の2

再生債務者 遠藤 直希

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第5号

さいたま市見沼区堀崎町273番地12

再生債務者 岩倉 稔

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第3号

長野県北佐久郡御代田町草越1173-6 グラ
ンエチュード2 106号

再生債務者 坂井 憲一

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(再イ)第122号

名古屋市緑区大高町字鳥戸51番地 グラン
メール51 B-102号

再生債務者 各務 浩

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第126号

名古屋市港区春田野3丁目607番地 シャ
トーB201号 (従前の住所) 名古屋市港区

当知3丁目804番地 ライジングハイツ207号

再生債務者 植松 京介

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第6号

愛知県豊橋市神野新田町字ロノ割193番地1
セザンヌ神野新田2-132

再生債務者 高橋 宏明

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
25日まで
令和7年8月4日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第9号

茨城県龍ケ崎市中根台1丁目10番地7

再生債務者 鬼澤英美子

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年8月5日

水戸地方裁判所龍ケ崎支部

令和7年(再イ)第10号

三重県鈴鹿市国府町4922番地の545

再生債務者 グアルディア ヨルヴィ

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年8月5日

津地方裁判所伊勢支部再生係

令和7年(再イ)第13号

三重県龜山市田村町1779番地2 グリーンヒ
ルズ110号

再生債務者 鈴木 智彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年8月5日 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第8号

三重県度会郡玉城町宮古14番地

再生債務者 乙部 幹也

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年8月5日

津地方裁判所伊勢支部再生係

令和7年(再イ)第2号

福岡県大川市大字中八院1159番地

再生債務者 田中千恵美

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
26日まで
令和7年8月5日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和7年(再イ)第12号

埼玉県深谷市戸森243番地1

再生債務者 木村 由唯

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
27日まで
令和7年8月5日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第3号

石川県小松市串町南292番地

再生債務者 長谷川佳美

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
1日まで
令和7年8月5日 金沢地方裁判所小松支部

令和7年（再イ）第198号 大阪市浪速区大国1丁目6番13-1108号 再生債務者 多和田勝徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 1日まで 令和7年8月4日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 京都府舞鶴市愛宕上町3番地8 再生債務者 林 富美江 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月5日 京都地方裁判所舞鶴支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 高知県南国市後免町1丁目7番2号 再生債務者 山本 晃士 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 高知地方裁判所民事部個人再生係	給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年（再口）第10024号 東京都台東区松が谷4-3-11-401 再生債務者 三輪 哲也 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令 和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第216号 大阪市東淀川区菅原7丁目4番11号 シャー ムズン菅原 101号 再生債務者 中田 雅輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 1日まで 令和7年8月4日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第48号 岡山県玉野市沼45番地1 再生債務者 明田 雅之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年8月4日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第16号 岡山県倉敷市茶屋町2125番地1 ビッグペ アA205号 再生債務者 岡崎美由貴（旧姓齋藤） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで 令和7年8月4日 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年（再イ）第3号 青森県上北郡おいらせ町青葉4丁目50番地 1013 コーポリーフ B号室 再生債務者 小松 潤一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月5日 青森地方裁判所十和田支部
令和7年（再イ）第69号 札幌市北区新川2条7丁目2番2-101号 再生債務者 土井 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第27号 新潟県南魚沼市六日町892番地22 再生債務者 服部 智之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで 令和7年8月5日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和6年（再イ）第581号 東京都江戸川区松江1-10-20 再生債務者 福島 徹弘 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年8月1日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再口）第10014号 東京都足立区保木間4-47-4-202 再生債務者 内田 美香 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月18日まで 令和7年8月1日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第5号 三重県伊賀市西明寺3230番地の1 メゾン上 野H202 再生債務者 宮本 卓治 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 津地方裁判所伊賀支部	令和7年（再イ）第8号 松江市八幡町779番地15 リバーコーポすみ 202号 再生債務者 小川 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 松江地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第81号 愛知県岡崎市赤池町字寺前15番地5 再生債務者 小林 文彦 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年8月5日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再口）第10008号 愛媛県新居浜市喜光地町1-1-44-101 再生債務者 鈴木 重雄 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 15日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月21日まで 令和7年8月4日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第8号 松江市八幡町779番地15 リバーコーポすみ 202号 再生債務者 小川 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 松江地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第6号 広島県府中市高木町709番地1 高木町レジ デンス 101 再生債務者 濱野 孝弘	令和7年（再イ）第2号 神奈川県厚木市関口999番地10 再生債務者 浅井 将凱 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月4日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和7年(再口)第1号

東京都小金井市貫井南町3丁目3番19-102
号第58小金井クリスタルマンション

再生債務者 海老原 研

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再口)第2号

秋田県男鹿市船川港船川字小沢田146番地103
再生債務者 菅原 準

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第2号

岡山県倉敷市福島577番地6

再生債務者 山岡 明王

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日 岡山地方裁判所倉敷支部

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第3039号

大阪市中央区本町2丁目6番10号
申立人 株式会社リアルエステート
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 江東区亀戸町八
丁目117番地

所有者 尾形 健弥

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年7月30日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 江東区亀戸八丁目

地番 117番3

地目 宅地

地積 67.63平方メートル

2 所在 江東区亀戸八丁目117番地

家屋番号 117番2

種類 居宅

構造 木造セメント瓦葺平家建

床面積 31.96平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3019号

大阪市北区芝田1丁目1番4号阪急ターミナルビル内

申立人 阪急阪神不動産株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所地) 東京都港区芝浦四丁目7番12号

共有者 李鐘昇

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所地) 東京都港区芝白金三光町405番地

共有者 鄭寿凡

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年7月29日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 港区芝五丁目

地番 213番16

地目 宅地

地積 81.81平方メートル

(李鐘昇持分2分の1、鄭寿凡持分2分の1)

令和7年(チ)第5号

島根県雲南市木次町里方531-1

申立人 島根県雲南県土整備事務所長 綿貫
純也

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 仁多郡仁多町大字上阿井23番地

所有者 藤原寶之助

届出期間満了日 令和7年9月22日

令和7年7月29日 松江地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 仁多郡奥出雲町上阿井

地番 23番

地目 畑

地積 48平方メートル

令和7年(チ)第10号

福岡県久留米市諫訪野町2700番地2

申立人 株式会社D-HOMES

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 永島錫五郎

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年7月30日

福岡地方裁判所久留米支部

(別紙) 物件目録

所在 久留米市江戸屋敷一丁目

地番 828番

地目 宅地

地積 3.30平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

新潟県五泉市笹野町甲382番地

申立人 伊藤 繁一

住所・居所 不明

(最後の住所) 新潟県五泉市東本町2丁目3番27号

所有者 亡羽龍賢也相続財産

届出期間満了日 令和7年9月26日

令和7年7月29日 新潟地方裁判所民事部

(別紙) 物件目録

所在 五泉市東本町二丁目 75番地

家屋番号 75番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 337.19平方メートル

2階 119.00平方メートル

令和7年(チ)第15号

愛知県春日井市柏原町5-145サンハイツ柏原201

申立人 高木 真仁

住所 不明

(不動産登記記録上の住所) 春日井市味美町一丁目142番地

所有者 三和産業株式会社

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年7月29日 名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 春日井市味美町一丁目 142番地

家屋番号 142番

種類 作業所事務所

構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床面積 137.52平方メートル

令和7年(チ)第17号

愛知県津島市上之町1丁目45番地

申立人 樋田ゆき子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 三重県桑名郡城南町

所有者 前田 乗運

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年7月29日 名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 津島市江川町一丁目7番地

家屋番号 7番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 105.12平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一〇一頁 (号外第一七四号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一〇一頁 (号外第一七四号)

令和七年八月十四日
山形県山形市長町二丁目三番一七号

(甲) 株式会社金内勝彦設計工房
代表取締役 金内 勝彦

(乙) 株式会社N.S.東北
代表取締役 金内 勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は、この効力発生日にあわせ、その商号を「ユナイテッドエンジニアリング株式会社」に変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十月三日
掲載頁 七十三頁 (号外第二三三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月十一日
掲載頁 七十九頁 (号外第一六〇号)

令和七年八月十四日
東京都港区芝一丁目四番七号

(甲) 株式会社ライクス
代表取締役 山口 裕介

(乙) 株式会社キヤブティエンジニアリ
ング 代表取締役 高尾 計児

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十
五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十四日
大阪市阿倍野区松崎町四丁目二番四号

タダツク大阪有限会社
代表取締役 多田那芳美

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたし
ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

(甲) 合同会社だいき
代表社員 松本 成美

(乙) 合同会社ひろ
代表社員 松本 成美

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたし
ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都千代田区秋葉原IV二F

(甲) ネクストプラン合同会社
代表社員 大嶋 隆也

(乙) 楽川テラス六〇五
代表社員 中川 有司

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたし
ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区南麻布五丁目四番一號オパス有

(甲) 合同会社N73
代表社員 中川 有司

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたし
ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号

(甲) トナーズ
代表取締役 小山 薫堂

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたし
ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

合同会社伊藤綜合事務所
代表社員 伊藤 栄紀

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円と
することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

合同会社伊藤綜合事務所
代表社員 伊藤 栄紀

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千九百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
福島県郡山市堂前町二一番二号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

合同会社伊藤綜合事務所
代表社員 伊藤 栄紀

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千九百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
福島県郡山市堂前町二一番二号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

合同会社伊藤綜合事務所
代表社員 伊藤 栄紀

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千九百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
福島県郡山市堂前町二一番二号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁 (号外第二十九号)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年二月十三日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千七百四十九万九千七百五十円減少し五百万円とし、減少額全額を資本準備金とするにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十四日
掲載頁 二二〇頁 (号外第一六九号)
令和七年八月十四日

東京都港区台場二丁目三番一号
株式会社リトプラ
代表取締役 後藤 貴史

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七十億円減少しその全額を資本準備金とし、一億円とするにいたしました。効力発生日は令和七年九月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十四日
掲載頁 六十三頁 (号外第三十号)
東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号
渋谷一丁目開発株式会社
代表取締役 浅川 貴史

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月十四日
掲載頁 六十三頁 (号外第三十号)
東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号
渋谷一丁目開発株式会社
代表取締役 浅川 貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
神奈川県三浦市南下浦町上宮田五十九番地
有限会社西崎商店
代表取締役 西崎 則雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満四二一番地
地三プロヴァンス木戸浦E号室
有限会社リガリス
取締役 吉富太可士

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億六三〇万七五〇〇円、資本準備金の額を一〇〇万三八〇円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都中央区明石町八番一号
株式会社ブライセン
代表取締役 藤木 優

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止するにいたしましたので公表します。

令和七年八月十四日
名古屋市中村区鳥森町三丁目二番二号
ダイニチ工機株式会社
代表取締役 三島 健嗣

二、取得の日 令和七年八月二十九日
一回新株予約権の全部 (七百五十個)、第十一回新株予約権の全部 (六千六百六十六個)、第十九回新株予約権の全部 (二万個)、第十九回新株予約権の全部 (二千六百六十六個)

令和七年八月十四日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
株式会社Orb
代表取締役 岡部 正寛

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都品川区南大井二丁目一二番五七一七
号
日本における代表者 岡田 味佳
Fruit machine

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である岡田味佳が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都品川区南大井二丁目一二番五七一七
号
日本における代表者 岡田 味佳
Fruit machine

限定期認公告
当社は、優先資本金の額を二十五億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
大和大路一丁目五三二番地、最後の住所京都府京都市山科区御陵岡町一番地二養護老人院
ホーム御陵洛東園 被相続人 亡堀 正敏

右被相続人は令和七年三月一日死亡し、その相続人は令和七年八月四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
特定目的会社Base1
取締役 長尾 誠
掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十月八日
掲載頁 五十九頁 (号外第三五号)

令和七年八月十四日
京都府京都市伏見区桃山南大島町一番地の四 桃山南団地三四棟一〇三号
限定承認者 堀 澄夫
取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告
当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権
第五回新株予約権の全部 (六千六百六十六個)、第九回新株予約権の全部 (二万個)、第十回新株予約権の全部 (千百二十五個)、第十一回新株予約権の全部 (七百五十個)、第十七回新株予約権の全部 (二千六百六十六個)

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
特定目的会社Bryan
取締役 長尾 誠
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月三日
掲載頁 七十一頁 (号外第七十六号)

当社は、優先資本金の額を四億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一
号
H.S.J.P.N.2 特定目的会社
取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金十五億五千三百九万三千四百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一
号
H.S.J.P.N.2 特定目的会社
取締役 吉岡 淳
訂正公告
令和七年七月二十五日 (号外第一七〇号)掲載の吸收分割公告及び決算公告 (株組) 中乙の代表取締役 谷 美智子」とあるは「代表取締役 谷 信幸」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
株式会社ISEI KAI
代表取締役 谷 信幸

当社は、優先資本金の額を二十五億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
大阪市北区西天満四丁目一一番二三号
(甲) 株式会社ISEI KAI
代表取締役 谷 信幸

当社は、優先資本金の額を二十五億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
大阪市北区西天満四丁目一一番二三号
(乙) インテリジョンヘルスケア株式会社
代表取締役 谷 信幸

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十月八日
掲載頁 五十九頁 (号外第三五号)

令和七年八月十四日
大阪市北区西天満四丁目一一番二三号
会社 代表取締役 谷 信幸